

裁 決 書

審査請求人 ** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が平成30年6月28日に提起した処分庁による差押処分に係る審査請求（平成30年（審）第1号 差押処分取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成30年5月17日、審査請求人の簡易生命保険契約に基づく保険金支払請求権等に対する差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、平成30年9月3日、本件処分に係る滞納金額を支払った。
- 3 処分庁は、平成30年9月3日、審査請求人の滞納金額の完納により、本件処分を解除した。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件処分は不当である。
 - (2) 離婚した妻に迷惑をかけたくない。

理 由

審査庁が、審査請求書と同日に提出された執行停止申立てに対する決定の審査中に、本件処分は平成30年9月3日の審査請求人の滞納金額の完納により解除されており、現在、審査請求人に対する、現に効力を有する差押処分は存在しない。

以上のとおり、審査請求の対象となる本件処分は解除により不存在となり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月18日

審査庁 大和市長 大 木 哲